省　令

○財務省令第四十八号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の十九の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月六日

財務大臣臨時代理　国務大臣　山本　早苗

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第六整理方法1(3)を削り、同表整理方法1(2)の次に同表整理方法1(3)及び(4)として、次を加える。

(3)　その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするもののとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る営業経費及びこれに類する費用　特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理すること。

(4)　法人税等合計　特定投資業務に係る税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法（昭和40年法律第34号）第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理すること。

同表整理方法3中「特別の理由」を「上記1及び2により整理することが適当でない事情がある」と認める場合その他の特別の理由」に改める。

別表第七整理方法1(3)を削り、同表整理方法1(2)の次に同表整理方法1(3)及び(4)として、次を加える。

(3)　その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするもののとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る営業経費及びこれに類する費用　特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理すること。

(4)　法人税等合計　特定投資業務に係る税引前中間純利益又は税引前中間純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理すること。

同表整理方法3中「特別の理由」を「上記1及び2により整理することが適当でない事情がある」と認める場合その他の特別の理由」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令別表第六及び別表第七は、平成二十八年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

規　則

○会計検査院規則第六号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月六日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則

（会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正）

第一条　会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三局国土交通検査第二課の事務分掌事項欄中「新関西国際空港株式会社」の下に「、横浜川崎国際港湾株式会社」を加える。

（計算証明規則の一部改正）

第二条　計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の項の次に次のように加える。

横浜川崎国際港湾株式会社	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十六第一項

別表第二阪神国際港湾株式会社の項中「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を削る。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の別表第三局国土交通検査第二課の事務分掌事項欄の規定は、平成二十八年三月十八日から適用する。

3　第二条の規定による改正後の計算証明規則の規定は、平成二十八事業年度分以降の計算証明について適用する。